

(仮訳)

外為取引における決済リスクを管理するための 監督上の指針

バーゼル銀行監督委員会

バーゼル

2000年9月

バーゼル銀行監督委員会のリスク管理小委員会

議長:

Mr Roger Cole – Federal Reserve Board, Washington, D.C.

Banque Nationale de Belgique, Brussels	Ms Ann-Sophie Dupont
Commission Bancaire et Financière, Brussels	Mr Jos Meuleman
Office of the Superintendent of Financial Institutions, Ottawa	Ms Aina Liepins
Commission Bancaire, Paris	Mr Olivier Prato
Deutsche Bundesbank, Frankfurt am Main	Ms Magdalene Heid
Bundesaufsichtsamt für das Kreditwesen, Berlin	Mr Uwe Neumann
Banca d'Italia, Rome	Mr Sebastiano Laviola
日本銀行、東京	森 俊彦
金融庁、東京	藤本拓資
	森永 聡
Commission de Surveillance du Secteur Financier, Luxembourg	Mr Davy Reinard
De Nederlandsche Bank, Amsterdam	Mr Klaas Knot
Finansinspektionen, Stockholm	Mr Jan Hedquist
Sveriges Riksbank, Stockholm	Ms Camilla Ferenius
Eidgenössische Bankenkommision, Bern	Mr Martin Sprenger
Financial Services Authority, London	Mr Jeremy Quick
	Mr Michael Stephenson
Bank of England, London	Ms Alison Embrow
Federal Deposit Insurance Corporation, Washington, D.C.	Mr Mark Schmidt
Federal Reserve Bank of New York	Mr Stefan Walter
Federal Reserve Board, Washington, D.C.	Mr David Elkes
Office of the Comptroller of the Currency, Washington, D.C.	Mr Kevin Bailey
European Central Bank, Frankfurt am Main	Mr Panagiotis Strouzas
European Commission, Brussels	Mr Michel Martino
Secretariat of the Basel Committee on Banking Supervision, Bank for International Settlements	Mr Ralph Nash
	Mr Guillermo Rodriguez Garcia

目 次

I	はじめに	1
II	外為決済リスクの性質	2
III	経営陣の責任	4
IV	外為決済エクスポージャーの存続期間	5
V	外為決済エクスポージャーの測定	7
VI	限度額の設定と利用	9
VII	フェイル等の問題に対処する手続き	11
VIII	危機管理計画の策定	12
IX	外為決済エクスポージャー管理の改善	12
X	バイラテラル・ネットティングの利用	13
XI	外為決済リスク削減のためのその他の取決め	15
XII	内部監査	16
XIII	取引相手に対する銀行の責任	17
XIV	監督当局の役割	18
	別添 1：外為決済リスクの主な概念	20
	別添 2：オンサイトの検証において想定される質問集	23
	別添 3：参考文献	26

外為取引における決済リスクを管理するための監督上の指針

I はじめに

1. 外為決済リスクとは、外為取引において、銀行が売渡通貨を支払ったにもかかわらず買入通貨を受取れない場合に損失を被るリスクである。外為取引では、取引相手の債務不履行や事務処理上の問題、市場における流動性逼迫、その他の原因により決済できないことが起こりうる。決済リスクはどのような取引においても存在するが、外為市場においては最大手銀行の日々のエクスポージャーが数百億ドルにも上るため、市場規模を考えると、外為取引は多くの市場参加者にとって決済リスクの最大の原因となる。最も顕著な場合には、如何なる規模の銀行であっても、取引相手1先に対するリスク額が当該銀行の自己資本を上回ることがありうる。
2. 外為決済リスクはカウンターパーティー・リスクの一形態であり、信用リスクと流動性リスクの双方を伴う。他の形態のリスクの場合と同様、銀行は外為決済リスクが如何に発生するかを明確に理解しなければならない。この理解に基づき、リスク管理方針は行内の最高レベルにおいて策定され、経営陣の適切な監視の下に、正式かつ独立したプロセスを通じて実施されなければならない。本プロセスの一環として、銀行は、外為決済エクスポージャーを適切かつ現実的に、適時測定するシステムを備えていなければならない。取引相手に対する決済限度額の設定、および、それらの限度額に基づくエクスポージャーのモニタリングは、重要な管理機能のひとつである。銀行はまた、決済不履行やその他の決済問題に対し、迅速かつバランスのとれた対応を採るための手続きを備えていなければならない。
3. 本ガイダンスの目的は、銀行監督当局に対し、外為決済リスクとその管理に関する銀行の方針や手続きを当局が査定する際に考慮すべき情報を提供することである。適切なリスク管理方針を策定・実施することは銀行にとって重要な仕事であり、全ての銀行がこの仕事を完了しているとはいえないようである。しかしながら、外為決済リスクに対する理解と認識は近年かなり高まっている。これは、国際決済銀行の支払・決済システム委員会（Committee on Payment and Settlement Systems、CPSS）の作業、特に同委員会の報告書『外為取引における決済リスクについて』（1996年

3月)および『外為決済リスクの削減について：経過報告』(1998年7月)¹による
ところが多い。従って、全ての銀行は外為決済リスクを正しく理解し、同リスク
を如何に管理するかについて明確かつ確固とした計画を策定していることを期待
される。そうした計画が今だ完全に実施されていないとしても、実施のプロセスは
軌道に乗っていないなければならない。

4. 本ガイダンスは CPSS と緊密に協議のうえ作成されたものである。また、1999年7
月に公表された協議用ドラフト・ペーパーに対して寄せられたコメントからも示唆
を受けている。

II 外為決済リスクの性質

5. 外為決済リスクは明らかに信用リスクとしての側面を有している。(現行の市場慣
行で通常行われているように)銀行は買入通貨の最終的な受取りを条件とした売渡
通貨の支払いができなくなると、当該取引の元本総額をとりはぐれる惧れに直面す
る。実際には、外為決済の不履行は事務処理ないしその他の日常業務上の原因から
発生する場合が殆どであり、そうした場合には、銀行は買入通貨を程なく受け取る
ことができる。しかしながら、取引相手が即座にデフォルトし、元本が失われるリ
スクは存在する。従って銀行は、外為エクスポージャーを規模や存続期間の等しい
その他の信用エクスポージャーと同等に扱うべきである²。また銀行は、以下に述べ
るとおり、標準的な決済慣行においては本エクスポージャーは必ずしも日中のみの
現象ではない、ということを検討すべきである。エクスポージャーはしばしばオー
バーナイトで存続し、時には数日間存続することもある。

¹ これらの報告書および外為決済リスクや他の決済リスクに関するその他有益な資料は、別添3の参考文
献に挙げられている。

² 外為決済リスクは、新たな自己資本充実度の枠組みにおいて最低所要自己資本を賦課される予定にはな
いことに注意されたい。監督当局は、監督上の検証プロセスにおいて同リスクや他のリスクに対する自己
資本賦課を自由に行うことができるし、一方銀行は、行内の資本配分において外為決済エクスポージャー
を考慮したいと考えるかも知れない。オペレーショナル・リスクに対する自己資本賦課の提案は、外為決
済から生じるオペレーショナル・リスク・エクスポージャーをも考慮に入れている。

6. 外為決済リスクには、流動性リスクという重要な側面もある。被仕向行は、一時的な決済の遅延であっても、その未決済の資金が第三者に対する債務の履行に必要なときには、流動性圧力に晒される可能性がある。このような流動性リスク（liquidity exposure）は、未決済残高が大きい場合で、かつこれに替わる資金を不安定な市場や底の浅い市場から急遽調達しなくてはならないときに、深刻化する恐れがある。
7. 外為決済リスクには上記とは別の側面がある。例えば、リーガル・リスク、すなわち、決済不履行の結果、法律上の問題が銀行が直面する信用リスクや流動性リスクを増幅するリスク、が存在する。外為取引の場合、通常は決済が複数の法域で行われるため、リーガル・リスクは複雑化する。また、システミック・リスクの側面は極めて重要である。既述のとおり、一部の銀行においては自己資本水準に照らして外為エクスポージャーの規模が大きく、一取引相手の破綻によって当該銀行が支払不能に陥る危険性が現実的なものとなっている。
8. 外為決済リスクの規模と性質は、決済手法により左右される部分がある。現在、大部分の取引はグロス・ベースで決済されている。すなわち、各々の取引は、関連通貨所在国のコルレス銀行（ないし取引相手銀行の支店）を通じて行われる支払によって個々に決済される。本ガイダンスにおいては、グロス決済から発生するリスクに焦点が当てられている。何故なら、グロス決済から生じるリスクを如何に管理すべきかを完全に理解することは、その他の決済手法を理解するための前提となるからである³。現時点において、主たる代替決済手法はバイラテラル・ネットィングを利用するものである。将来的には、CLS 銀行により開発されつつある外為決済システムを含め、より多様な決済手法を用いることができるようになると思われる。これらの代替決済手法がリスク管理に及ぼす影響については、本ガイダンスの後章において述べる。

³ ここで用いられている「グロス」という語は、各々の外為取引が伝統的なコルレス銀行制度によって個々に決済されるプロセスを意味することに注意されたい。すなわち、本プロセスにおいてコルレス銀行が用いる決済システムがグロス決済システムであるとは限らない。

III 経営陣の責任

- 9 . 銀行の外為決済リスクの管理手続きは当該銀行の活動の領域に見合ったものにするべきである。しかしながら、いかなる場合であっても、また如何なる決済手法が用いられていようとも、外為決済リスクの管理は組織の最高レベルにおいて着手され、同リスクに係る方針は当該銀行の取締役会から発せられなければならない。この方針は、カウンターパーティー・リスクに関する当該銀行の総合的な方針の一部を成し、これと整合的でなければならない。本方針は定期的に見直され、必要に応じて、当該銀行の外為業務の規模や性質あるいは決済手法の変化など、新たな環境に照らして変更を加えるべきである。
- 10 . 経営陣は、決済エクスポージャーを適切に監視しなければならない。個々の組織的なアプローチの仕方は銀行によって異なるであろうが、外為決済リスクの管理は、全般的なリスク管理プロセスに統合されるべきである。外為決済リスクの管理には、トレーディング、信用供与、事務処理、法務、リスク査定、支店統括、コルレス関係など、銀行におけるさまざまな機能分野が関係する。比較的大規模で組織形態が複雑な銀行では、取引相手に対するエクスポージャーは複数の部署、支店、あるいは法人にまたがったり、融資部門や外為トレーディング等の複数の商品取扱部署に及ぶこともある。銀行は、取引相手毎に信用リスクのあらゆる要素を効率的に統合してエクスポージャーを測定・管理する明確な手続きを備えるべきである。これはリスク管理のプロセス全体が適切に機能するための前提条件であり、このために必要な協調体制を作ることができるのは経営陣のみである。経営情報を取扱うシステムには、必要な情報を統合するための機能も手当てすべきである。
- 11 . したがって、経営陣は、自行が負う外為決済リスクを十分に把握し、こうしたリスクの管理についての権限や責任を明確に定めておくべきである。また、外為決済リスクのさまざまな側面に関与するスタッフ全員に対し、適切な訓練を施すべきである。経営陣やスタッフは、取引相手の決済不履行という事態は稀なことではなく、強力なリスク管理の必要性は否定し得ないということを理解すべきである。主要行による決済不履行はめったに起こるものでないとは言えないものの、巨額に上る外為取引エクスポージャーは、（以下に説明するように）数日間以上存続する場合もあるため、現在多くの銀行で実施されている以上に、より一層慎重な管理を要

する。

IV 外為決済エクスポージャーの存続期間

- 1 2 . 一般的に、外為関連の支払いには、支払指図の発出と実際の資金の支払いという2つの主な段階があり、この2つを区別しておくことは重要である。前者は支払いを行うための指示であり、後者はコルレス先の口座、および関連する通貨発行国の中央銀行口座における入金・引落しを伴う⁴。前者は(通貨や銀行によって若干の違いはあるものの)通常決済日の1~2日前に行われるのに対し、後者は決済日当日に行われる。
- 1 3 . 銀行の外為決済エクスポージャーは、売渡通貨に係る支払指図の撤回または取消しを確実に行えなくなる時点 一方的な支払取消期限 に発生し、買入通貨がファイナリティをもって受領される時点まで存続する。これがエクスポージャーの存続期間であることに注意されたい。本存続期間は、決済不能が発生する確率、ひいては銀行がこの期間に直面するリスクの度合いについては何も語っていない。取引相手の信用度や受取りを予定している資金の状況について入手しうる情報に応じ、決済不能の確率すなわちリスクの度合いについて銀行が行う査定はエクスポージャーの存続期間中に変化しうる。勿論、これはいかなる信用エクスポージャーについても言えることである。
- 1 4 . 銀行は、外為エクスポージャーを測定・管理するため、各通貨について、自らが一方的に行いうる支払取消の期限を確認する必要がある。この期間は、支払指図の取消しに必要とされる時間によっては長引く可能性がある。資金が最終的に取引相手に交付される直前までは、支払指図の撤回または取消しが理論上可能と考えられる。しかし、業務処理や約定のほか、コルレス取引や決済システムにおける慣行によって、實際上、支払指図は資金交付のタイミングよりかなり前に取消不能となっているのが通例である。

⁴ あるいは、取引当事者双方が同一のコルレス先を持つ場合、最終的な支払いは当該コルレス先内における口座間振替によって行われる。

- 15 . 一方的な支払取消期限を決定する上で重要な要素となるのは、コルレス先が取消要請に確実に応じうる最終時刻である。コルレス・サービスの契約を文書化するに当たっては、この支払指図取消の締切時刻を明確にしておかなければならない。銀行が自らの発出した支払指図を取り消したいと考えた場合、銀行とそのコルレス先は、契約に規定されている条件に依拠することとなるであろうから、こうした文書化はとりわけ重要である。しかしながら、銀行がコルレス先との契約を全く文書化していなかったり、契約が約束された支払指図の取消締切時刻を規定していなかったりする場合がある。そうした場合、銀行はコルレス先と交渉しなければならない。その際は、リスクを実効的に管理するため銀行とコルレス先が協力しなければならないということを認めた上で、両者の関係を質的に変えることが必要になる。
- 16 . 内部の手続きやその他実務上の要因によって支払指図の取消しに制約が加えられる可能性もあることから、一方的な支払取消期限が妥当であるかどうかを評価するに当たっては、コルレス先が示す締切時刻までに一定の支払指図を特定しこれを保留できることを実証できるようにしておくべきである。たいていの場合には、事実上の一方的な支払取消期限は、コルレス先が保証する締切時刻よりも前に到来するであろう。実際、支払指図がコルレス先に通常発出される時間以前に一方的な支払取消期限が到来する場合さえありうる。こうした早期の期限到来は、例えば、支払指図が日常自動的に発出されているものの同指図の取消は手作業で行わなければならないため時間がかかる、といった場合に生じうる。あるいは、全ての支払指図の発出を取止めるか中断しない限り、1本の支払指図の発出のみを止めることができないかもしれない。銀行の経営陣からすれば、たった1先の取引相手の問題のために他の健全な取引相手への支払いを中止すること（さらにその結果要求される損害賠償に直面すること）は望ましいことではないため、一方的な取消しを実行するに当たって、「全ての支払指図を差止めるか、あるいは何も手を施さない」ということは受容れ難い。さらに、コルレス先が設定する取消期限が通常の業務時間外に当たるケースでは、銀行は当該期限を遵守するために追加的に時間を要するかもしれない。こうしたこともあって、銀行は実効性のある取消期限を設定するための一助として、緊急時を想定して支店やコルレス先との間の事務手順を検証すること

を検討すべきである⁵。

V 外為決済エクスポージャーの測定

17. 外為決済エクスポージャーの実際の存続期間、すなわち、売渡通貨の一方的な支払取消期限から買入通貨の最終的な受取までの期間は、一般に取消不能期間といわれる。取引がグロス・ベースで決済される場合は、この間において取引の額面全額がリスクに晒されており、その期間はオーバーナイトからまる2～3日間に及ぶこともありうる。週末や祝祭日をはさむ場合、取消不能期間 およびその結果生じるエクスポージャー はさらに数日間長く存続する可能性がある。
18. ある時点における銀行の外為決済の最小エクスポージャーには、その時点で支払いが取消不能となっている取引総額が含まれる。また、受取不能が確認されている場合には当該受取額を含む。何故なら、取引が決済不能となったということは、定義上、資金が今だ受け取られていないということを意味するからである。取消し不能期間が数日間に亘って存続する場合には、この最小エクスポージャーの値は数日分の取引相当額と等しくなるかもしれない。この場合、銀行は、前日までに資金を受取っていないにもかかわらず、取引相手への支払いを行わざるを得ない状況に置かれることとなろう。
19. 銀行が自らのエクスポージャーを測定する際は、実際の入金と予定されている入金を突合するプロセスをも考慮に入れなければならない。銀行の実際のエクスポージャーは、買入通貨をファイナリティーをもって受領した時点で消滅する。しかしながら、入金されるはずの時刻から実際に入金を確認するまでの期間は不確実な期間といわれ、銀行はこの間取引相手から資金を受領したか否かがわからないので、受取不能があってもこれを認識しないまま行動することとなろう。したがって、エクスポージャーの測定に際し、慎重な銀行は、この不確実な期間には資金は受領されていないものと看做すであろう。この帰結として、ある時点における外為決済

⁵ 例えば、銀行は（テスト目的で特別に組まれた支払に関して）コルレス先に発出された支払指図を取り消すことを試みることができる。

の最大エクスポージャーは、最小エクスポージャーに、当該時点において最終的に確認ができていない総ての受取額を加えたものになる。

20．不確実な期間は、銀行が資金の受領を積極的に確認することによってはじめて終了するという点に注意されたい。積極的確認（positive confirmation）とは、当該銀行の勘定に支払が貸記された旨の情報をコルレス先から受けるのみならず、当該情報を処理して、何れの取引が無事に決済され、（場合により）何れの取引が決済不能なのかを明らかにすることを意味する⁶。取引相手がデフォルトしたという知らせが入っていない限り資金は既に受け取った、もしくは受け取るであろうと考えてよい、という前提でエクスポージャーを測定するだけでは不十分である。資金の受領が積極的に確認されるまでは、実際には資金は未だ受領されておらず、取引相手が今後破綻する可能性は常に残されている。

21．外為決済エクスポージャーを測定するには、銀行が通貨取引の種類毎に一方的な支払取消期限と受取確認の処理時刻の両方を明確に把握する必要がある。外為エクスポージャーを正確に測定するには、エクスポージャーの存続期間が通貨の組合せ毎に異なること、および銀行が負うエクスポージャーが日中に変化しうることを認識しなくてはならない。正確な測定を行っている限り、過小評価のみならず過大評価も避けることができる⁷。しかしながら、このプロセスは比較的複雑であるため、事務処理やシステム上の理由により、大半の銀行は自らのエクスポージャーを正確に測定していない。その代わりにさまざまな概算方法が用いられている。特に、多くの銀行では、日々の決済エクスポージャーを決済日の受取総額として定義したうえで測定している。

⁶ 確認のプロセスには、コルレス先から情報が入ってからかなりの時間を要することは珍しくない（例えば、銀行は決済日の遅い時刻に情報を受取ったものの、翌営業日まで当該情報の処理を行わない場合がありうる）。また、銀行は、コルレス銀行の勘定に貸記されたとする支払がファイナリティーをもって貸記されたものか、あるいは暫定的な入金（例えば、決済システムにおける最終決済待ち）なのかをも確かめる必要がある。

⁷ 過大評価には、取引相手の与信限度額の非効率的な活用や、過大評価を解消するための与信限度額の大幅な引上げにつながりうるという問題点がある。もっとも、過小評価の方がより深刻な問題であることは明らかである。

- 2.2 . 概算方法は、エクスポージャーの大幅な過小評価につながることをさえないならば適切であるかもしれない。しかし、実際には、簡易な概算方法はしばしば決済エクスポージャーの過小評価につながっている。一つの問題は、エクスポージャーの存続期間が24時間未満であっても、暦の上では複数の日にまたがる場合があるということである。例えば、エクスポージャーの存続期間は決済日の前日の夕方に始まり、決済日の午後の遅い時間まで続くことがありうる。この場合、決済日の受取予定額を日々のエクスポージャーと見なせば、決済日の午後における現実のエクスポージャーを過小評価することになる。また、項番18に述べたとおり、エクスポージャーはしばしば数日間存続する。エクスポージャーを日々の取引額の数倍相当とするなどの方法で改良を施した簡易な概算方法は、日々の取引額の変化を十分に考慮していない可能性がある。
- 2.3 . したがって、概算方法を用いる場合には、経営陣は、決済エクスポージャーの測定方法に加えて、当該概算方法が例え異常な環境下においてもエクスポージャーの大幅な過小評価につながらないことを明確に示さなくてはならない。概算方法を利用する場合であっても、銀行は通貨取引の種類毎に一方的な支払取消期限と受取確認処理の実施時刻の双方を完全に把握しておくことが必要である。
- 2.4 . また、銀行の外為決済エクスポージャーおよび関連リスクの測定は、当該銀行の全般的なリスク測定・管理プロセスに組み込まれていることが重要である。特に、銀行は連結ベースのリスク管理や資本配分の手法を急速に適用しつつあり、こうした傾向は監督当局からも強く支持されている。こうした手法が利用されている場合、内部的な資本配分が外為取引に付随するリスクを適切に反映するように、外為決済リスクの適切な管理が盛り込まれていなくてはならない。

VI 限度額の設定と利用

- 2.5 . 銀行は、取引相手に対する決済エクスポージャーが適切な水準に設定された限度額の中に確実に収まるようにすべきである。外為決済エクスポージャーの設定は、信用力の評価・見直しや、特定の取引相手に対して負うことが可能な最大エクスポージャーの決定など、適切な与信管理プロセスに従って行わなければならない。

こうした手順を通じて、取引相手毎に外為決済にかかる限度額を設定すべきである。ある取引相手に対する外為決済エクスポージャーの限度額は、同一の取引相手に対する他のエクスポージャーで存続期間・規模が等しいものに対する限度額と同様の手続きに従って設定される必要がある。例えば、ある取引相手に対する外為決済エクスポージャーがオーバーナイトで存続する場合には、限度額は、銀行が当該取引相手に対してオーバーナイトの貸出を行う場合を考慮に入れつつ評価することができる。限度額は、慎重に設定された信用リスクの水準に基づいて決定されるべきであり、単にある取引相手との取引促進を図るために、恣意的に高い水準に設定するのは適切ではない。

26. 銀行が外為決済エクスポージャーに適用する限度額には拘束力を持たせるべきである。すなわち、取引相手に対するエクスポージャー限度額の超過につながるような外為取引を取り組んではならない。意図的な超過については、超過が発生する以前に適切な与信管理担当者の承認を受ける必要がある。しかしながら、意図せずして超過が発生することもありうる。これは、当該取引が取組まれた時点において、限度額の余裕分が最近取組まれたその他の取引を反映するよう減額されていなかったといったことが原因となると思われる。あるいは、当該取引の決済時間が到来した時点において不測の事態（他の取引の決済不能等）が発生し、エクスポージャーが予定を上回ってしまうといった状況も考えられる。銀行は、こうした可能性を最小限に抑えるための措置を講じなければならない。新たな取引が取組まれたり、事故（フェイル等）の発生によって既存取引に係るエクスポージャーの存続期間が予定以上に長期化することになったりする場合は、エクスポージャーの測定値を迅速に更新しなければならない。外為決済リスクの管理においてはエクスポージャーを実効的に監視することが重要であり、大きなエクスポージャーを抱える銀行は、エクスポージャーが決済限度額を超過することのないようリアルタイム（あるいはほぼリアルタイム）で推移を監視するためのシステムを整備しなくてはならない。

銀行は、特別大きなエクスポージャーや、信用度の低い取引相手に対するエクスポージャー、あるいは、決済不履行の頻発が根底的な信用問題を示唆している可能性がある場合には、通常以上の注意を払うことを望むかもしれない。しかしながら、

こうした注意が払われているにも拘わらず依然として承認を得ていない超過が発生する場合は、直ちに与信管理担当者による調査が行われ、所要の是正措置が採られなければならない。

VII フェイル等の問題に対処する手続き

27. 事務ミスはフェイルの最も一般的な原因となる。こうしたミスは不注意から生じ、ほどなく修復されるかもしれないが、場合によっては信用問題を含むより根本的な問題を孕んでいる可能性もある。従って銀行は、速やかにフェイルを確認のうえ適切な対応を採るための手続きを整えるべきである。このような対応とは、通常、与信部門に通知して問題の深刻度につき判断を仰ぐことである。フェイルによって、当該取引相手について取引元本総額に相当するエクスポージャーが存続することとなるため、(項番18に既述のとおり)銀行は自らの現在および将来のエクスポージャーを測定する際にフェイルという要素も考慮しなくてはならない。銀行はまた、支払原資を調達するための措置を採るとともに、再発を防止すべく努力する必要があるかもしれない。
28. 外為決済取引においてフェイルやその他のあり得べき問題に対処する場合、銀行はバランスの取れたアプローチで臨まなければならない。信用度に関わる問題が根底にあると思われる場合、銀行は当該取引相手に対する限度額の削減を決定するかもしれない。より極端な場合は、決済リスクに対する自衛措置として、当該取引相手との間の仕掛かりの取引に係る支払指図の発出を差し止めたり、(可能であれば)発出済みの支払指図を取り消したりする必要があると判断することもありうる。しかしながら、支払不能は、当該銀行による契約違反と見なされたり、当該取引相手に流動性問題を引き起こしたりするなどの深刻な結果をもたらす。従って、そうした対応は、経営陣が環境を注意深くかつ迅速に吟味したうえ、状況に照らしてそうした対応が正当と認められる旨の判断を下した場合のみ採られるべきである。

VIII 危機管理計画の策定

29. 危機管理計画（コンティンジェンシー・プラン）の策定とストレス・テストの実施は、外為決済リスク管理のプロセスの一部として不可欠である。危機管理計画は、個々の取引相手の破綻に対する内部事務処理の不都合から、広く市場全般に関連する事象に至るまで、あらゆる緊急時を想定して策定されるべきである。外為決済リスクの分野における危機管理計画においては、支払指図が発出済み、受領済みあるいは処理中であるかといった重要情報がタイムリーに入手できること、およびコルレス先から情報やサポートをうるための手続きを手当てしておくことが適切である。また、銀行は、危機管理計画の策定により、メインの業務系システムが使用不能となった場合でも外為決済の業務を存続できるようにしておくべきである。こうした計画は文書化され、かつ、当該銀行の通常の外為決済ないし危機管理計画に必要なサービスを外部ベンダーが提供している場合は、当該ベンダーとの契約により裏付けられるべきである。危機対応は多くの場合類似すると考えられるため、外為決済問題に係る危機管理計画はその他の問題（決済システムないしトレーディング・ルームの障害等）に係る計画と整合的でなければならない。危機管理計画は定期的に検証される必要がある。

IX 外為決済エクスポージャー管理の改善

30. 銀行には積極的に自らのエクスポージャーを管理することが望まれる。外為取引に係る決済エクスポージャーの存続期間と規模を削減するために銀行が採りうる方策は多々ある。エクスポージャーの存続期間は、一方的な支払取消期限を改善することによって 例えば、コルレス先と交渉してより有利な取消期限を設定したり、内部処理を改善したりすることによって 短縮することができる。ここで重要なのは、銀行が取消不能期間の短縮を図るために、単にコルレス先への支払指図の発出を定例的に遅らせるのは不適當である旨留意しておくことである。コルレス先の了解を得ずに支払指図の発出を遅らせると、コルレス先において事務リスク、延いては支払指図が誤って処理されるリスクが高まることとなる。むしろ銀行は、コルレス先との間で明確な支払取消期限を設定すべく交渉を行うべきであ

る。支払取消期限の遅延はコルレス先の事務および流動性に影響を及ぼすため、銀行はコルレス先に何を期待しうるかということについて現実的な予想を立てておく必要がある。また、支払取消期限の遅延により外為関連の支払いが決済日の終了時刻に集中し、これがシステムの流動性に悪影響を及ぼす場合、起こりうる流動性リスクに留意しなければならない。

- 3 1 . また、エクスポージャーの管理は、受取りの確認を早め、エクスポージャーの最大値を最小値に近づけることによって改善することができる。最終的な受取りやフェイルの確認に要する時間を減らすためには、銀行は、コルレス先からの通知にかかる取決めや自ら照合を行う時間を改善すべく検討を行う必要がある。
- 3 2 . 適切に管理された担保スキームや法的に疑義のないネットティングの取決め（下記参照）も同様に重要なリスク管理手段であり、銀行はこれらを利用することで、一定水準の取引量を持つ特定の取引相手に対するエクスポージャーを削減することができる。

X バイラテラル・ネットティングの利用

- 3 3 . 銀行は、決済資金の支払いをバイラテラルに相殺することについて法的に拘束力のある取決めを結ぶことにより、取引相手に対するエクスポージャーの規模を削減することができる⁸。法的拘束力のあるネットティングの取決めにより、銀行は相対で取引を相殺し、通貨毎に各取引相手と差額のみ受払いすることが可能となる。こうしたネットティング取決めは、外為取引に係る業界標準のバイラテラルなマスター・アグリーメントに含まれている。
- 3 4 . バイラテラルなネットティングの利用は、取引のパターンによっては決済金額を

⁸ 支払債務のネットティングと「クローズアウト・ネットティング」を混同すべきではない。クローズアウト・ネットティングとは、取引当事者の一方における清算人任命等の定められた事由の発生直後に、まだ履行期が到来していない全ての債権・債務をネットベースで決済するものである。クローズアウト・ネットティングは銀行の全般的なリスク管理には有意義であろうが、クローズアウト・ネットティング自体が日常の外為決済エクスポージャーの削減に資するわけではないため、ここでは詳述しない。

大幅に削減しうる。また、同ネットリングは、決済件数を通貨毎、取引先毎に一本の受払いに削減する。バイラテラルなネットリングが最も効果的なのは、取引当事者間で大量の双方向取引を行っている場合である。したがって、ネットリングは、非常に取引の活発な銀行にとってのみ極めて魅力的かもしれない。リスク削減の機会を利用するために、銀行はネットリングが可能な場合を識別する手順を確立することが望ましい。

35 . バイラテラルなネットリングを利用する場合は、前述の決済エクスポージャー測定手法に若干の修正を加える必要がある。バイラテラルなネットリングが利用されている場合は、特定の取引相手との間でその日に決済される取引を全て考慮に入れなければならない。銀行は、自らがネット支払ポジションとなっている通貨については当該取引相手に対して各通貨毎に一本化して支払を行い、受取ポジションとなっている通貨については同様に一本化された支払を受ける。この結果、決済エクスポージャーの**最大値**は単純に当該取引相手からの予定受取総額に等しくなる。しかしながら、エクスポージャーの**実際の存続期間**を測定する作業はより複雑である。何故なら、ネットリングされた取引は複数通貨による一連の支払となり、いずれか2つの支払を単純に組み合わせたところで取消不能期間を計算するのは不可能だからである。むしろ、エクスポージャーは、ネット受取超となっている各支払通貨について支払取消期限が到来するに従って最大値へと蓄積していき、ネット受取超となっている各受取通貨を受け取るに従って縮小する。精密な測定であれ概算であれ、何れの測定手法においてもこの点が適切に勘案されていなければならない。

36 . また、エクスポージャーをネットベースで測定することが許容されるためには、ネットリングの取決めの法的根拠について疑義がないことが重要である。特に銀行は、ネットリングの取決めが関連する法域全てにおいて法的に執行力があることを確認していなければならない。

37 . 銀行の中には、非公式のすなわち取引当事者間に正式なネットリング契約がないペイメント・ネットリングを利用している先もある。この場合、各取引相手のバックオフィスが決済に先立って電話で照会し、期限の到来した取引の差額のみ決済することに合意している。この手続きには確固とした法的根拠がないため、銀行が上記慣行に伴う諸リスク（法的リスク、信用リスク、流動性リスク）

を十分理解し適切に管理することに確実に期すべきである。特に、取引相手毎のエクスポージャーは、非公式なペイメント・ネットィングに法的疑義がない旨の明確な法的助言を得ていない限り、リスク管理の観点からグロスベースで取扱うのが適切である。また、こうした慣行やこれに伴うリスクは銀行の方針や手続きにおいて言及しておくことが望まれる。

- 38 . バイラテラルなネットィングの取決めは外為決済リスクを大幅に削減するものの、通常は信用リスクを完全に除去することはできない。また、相当規模の流動性リスク、リーガル・リスク、オペレーショナル・リスクも残る。例えば、事務処理上の問題により、ネットィング取決めに従って決済される予定であった取引が期せずしてグロス決済されることとなった場合、銀行はこれらの取引を適時に決済する流動性を備えていないかもしれない。

XI 外為決済リスク削減のためのその他の取決め

- 39 . 外為決済リスク削減のために利用可能な代替手段が見つかるかもしれない。例えば、現在進行中の大きなプロジェクトとしては、外為取引決済に関する民間の多通貨機構として、PVP の機能を持たせた CLS 銀行の創設が挙げられる。CLS 銀行構想における PVP の実現は、外為決済リスクの最も重大な側面である、外為決済に伴う元本リスクを大いに削減するであろう。将来的には、外為決済リスクを削減するための選択肢がこの他にも用意される可能性がある。
- 40 . 大規模な外為決済エクスポージャーを抱える銀行は、自らこうしたリスク削減の取決めに参加するなり第三者のサービスに依存するなりして、こうした取決めを利用することを真摯に検討すべきである。取決めを利用すべきか否かを判断する際は、予想損失額や、予期せぬ損失に伴う経済的資本のコストなど、当該エクスポージャーに係るコストを注意深く査定しなければならない。リスク削減の取決めを利用するか否かの判断は、最終的には全てのコストと便益のバランスに照らして決定すべきであるが、その際に特に重要なことは、突然の銀行破綻は有り得ないと考えてリスク削減の便益を過小評価することがあってはならない、ということである。

- 4 1 . CLS 銀行等のリスク削減取決めに参加しようとする銀行は、そうした取決めに参加することによって、決済プロセスに直接関係する分野以外の幾つかの業務にも影響が及ぶ可能性があることを認識しなければならない。従って銀行は、こうした（例えばトレーディングや資金調達の慣行に対する）影響をモニター・査定し、取決めへの参加に伴う変化に対処する用意ができていることを確認するための総合的なプロセスを開発しなければならない。
- 4 2 . また、銀行は、リスク削減のための取決めは重大な決済リスクを相当程度削減するものではあるが、そうしたリスクを全面的に除去しうるとは限らないということを理解しておく必要がある。このため、これらの取決めを利用する銀行は、これらをよく理解し、ならびに対処すべき残存リスク（例えば、流動性リスク、リーガル・リスク、オペレーショナル・リスク）を完全に理解していなければならない。また、主要な取引相手との間では代替的な取決めを用いるとしても、一部の取引相手や通貨については引続き伝統的なグロス決済手法を用いることになる。従って銀行は、代替的な決済の取決めの利用があらゆるリスク管理手法の必要性を除去するものではないことを理解のうえ、外為決済エクスポージャーの測定や限度額に代替取決めの使用を織り込まなければならない。

XII 内部監査

- 4 3 . 銀行は、外為決済のプロセスを適切な形で内部監査の対象に含め、その事務手続きを決済リスクの極小化に資するものとしておくべきである。銀行の取締役会は、直接ないし監査委員会を通じて外為決済の内部監査プログラムの範囲および頻度を関連リスクに照らして相応しいものとすべきである。
- 4 4 . 取締役会ないしその監査委員会は、経営陣が情報を得て適時に是正措置を採ることができるよう、監査報告書が適切なレベルの経営陣に配布されるよう取りはからうべきである。経営陣は、採った対応につき書面により詳細に報告しなければならない。取締役会ないしその監査委員会は、定期的に本報告を吟味し、未解決の問題があれば検討しなければならない。また、必要に応じてフォローアップ監査が行われるよう取りはからわなければならない。

45. 監査結果により外為決済の分野で改善の余地があることが明らかとなった場合、銀行内部では、これにより影響を受ける他部署にも通知を行うべきである。通知先には、信用リスク管理、確認照合・経理、システム開発および経営情報システム担当部署が含まれる。自動化された決済処理を行っている場合において、特に、銀行が自らコンピューター施設を保有している際には、内部監査部署はシステム監査に関するある程度の専門性を身に付けておく必要がある。

XIII 取引相手に対する銀行の責任

46. ここまで、本ガイダンスは、銀行が自らの直面する決済リスクを管理するために採る対応に重点を置いてきた。しかしながら、決済リスクは2方向のプロセスであって、銀行は自らの行動が取引相手の直面する決済リスクに影響を及ぼすことをも認識する必要がある。項番28に述べたとおり、銀行は取引相手に認められる問題に対し、バランスと配慮の行き届いた方法で対処しなければならない。銀行はまた、外為決済の日常処理において自らが決済不能の原因となる可能性を最小限にとどめなければならない。例えば、銀行は、関連通貨における自らの取引の規模とパターンを勘案のうえ、資金不足のため支払が遅延することがないように、コルレス銀行の勘定に十分な流動性があるか否かを検討することができよう。更に、標準化された決済指図を用いれば、とりわけ指図に変更があった時などに支払が意図せずして誤った先に向けられるリスクを削減することができよう。情報伝達を有効に行うことも、問題の悪影響を最小限にとどめるのに役立つであろう。従って、事務処理に重大な問題が生じた場合に主要取引相手にこれを伝える手続きを確保しておくことは有用であろう。こうして、日常業務上もしくは事務処理上の障害を回避するため、もしくは、そうした障害の影響を最小限にとどめるための措置を採ることにより、銀行は、より深刻な問題が潜在しているケースを発見し易くすることができる。

XIV 監督当局の役割⁹

47. 外為決済リスクは、銀行からすればカウンターパーティー・リスクの1つの側面である。銀行の取締役会や経営陣がその外為決済リスク管理の責任を負う一方、監督当局は、銀行が外為決済リスクの測定、監視および管理を適切に行うように確保することについて関心を持つ。外為決済上の損失はある取引相手の決済不能によって起こりうるが、外為決済エクスポージャーは、特に、取引相手の信用力が急速に低下したり、信用や流動性に対する懸念が高まるなど、連鎖的な混乱が生じた場合に損失として顕現化しやすい。外為決済エクスポージャーはたいてい国際的な大手銀行に集中するため、こうした銀行が1先でも破綻した場合には、重大な事態が引き起こされるであろう。さらに、外為決済における損失は、しばしば市場参加者の間では金融システムにおけるより深刻な信用上の問題の前兆として捉えられ、延いては取引当事者間の警戒感を高め、銀行の流動性や取引活動のフローに悪影響を及ぼしかねない。このような連鎖的な混乱は稀ではあるが、外為取引は元本の交換であり取引件数も莫大であることから、その決済リスクによる潜在的損失は甚大となる可能性がある。
48. 監督当局は、外為取引を行う銀行に対し、本報告書の指針に整合的な外為決済エクスポージャーの適切な管理方法を採用するよう要請すべきである。監督当局は、全ての銀行が外為決済リスクを測定し、全ての取引相手に対し拘束力のある形で限度額を設定し、限度額の超過や決済における異常な動きについて注意深く監視するよう求めることが必要である。監督当局は、銀行に対して、自行の取引規模と領域に見合ったリスク管理方法を採用することを要求し、現在行っている監督活動の一環としてこうした管理方法を評価すべきである。監督当局は内部監査人と協議のうえ、当該銀行が用いているリスク査定手法の適切性を判断しなければならない。監督当局は、銀行の外為決済リスク管理が不十分であったり当該銀行のリスク・プロフィールにとって有効ではないと判断した場合には、適切な措置を採るべきである。
49. 監督当局は、銀行の外為決済プロセスの改善状況について調査を行い、評価を

⁹ 場合により、監督当局は上述の機能が実施されていることを確認するため、外部監査人の監査結果を利用するかもしれない。

することによって、この分野における監督上の関心を高めていくことができる。支払・決済システム委員会の作業によれば、銀行は、外為決済リスクを管理し削減するために、自らの外為決済に関する慣行に大幅な改善を加える余地がある。したがって、監督当局は、支払日以前に支払指図の取消不能期限が設定されるケースを削減したり、決済の確認に要する時間を短縮するように促し、これを監視することに特に力点を置くべきである。

また、監督当局は、ネットィング等のリスク削減取決めを含め、外為決済リスクの削減に向けたイニシアティブに参加することによって銀行が潜在的にどの程度リスクを削減し得ているかを十分かつ注意深く評価しなければならない。

5 0 . 外為決済リスクが適切に管理されるように、監督当局は、何らかの形でオンサイトの検証を行うのが有用と考えるかもしれない。前述（項番 4 参照）した、2 度に亘る支払・決済システム委員会による外為決済リスクに関する調査は、監督当局にとって極めて有益な情報を提供している。オンサイトの検証を行う場合には、別添の想定質問集も監督当局にとって有用であろう。

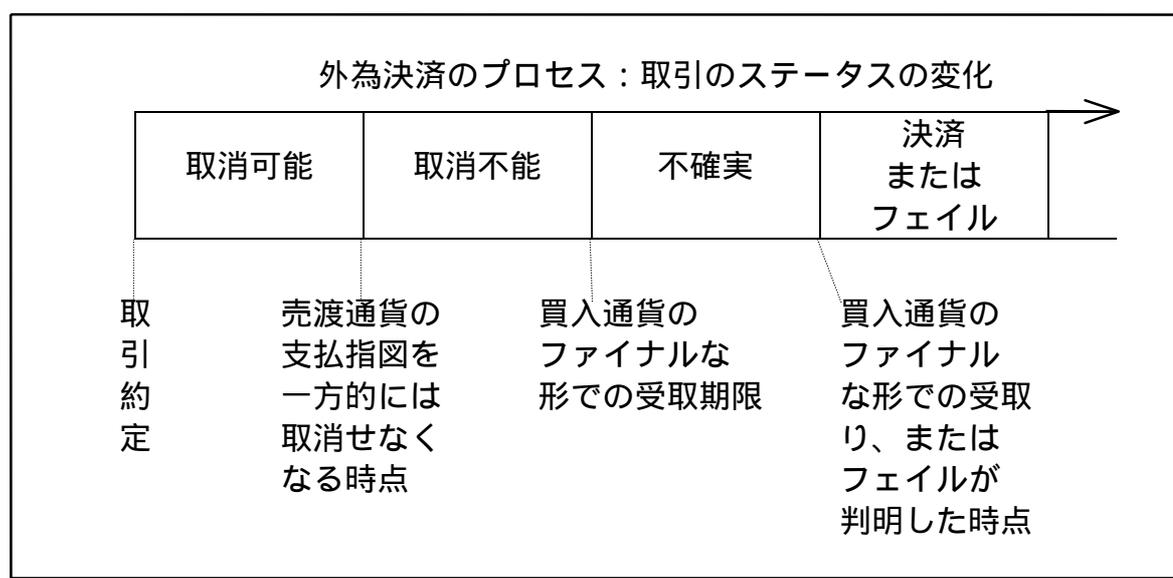
5 1 . 外為決済リスクの監督方法として最も効果的なのは、長期的にはリスク管理手法の更なる本質的な改善を見込みつつ、銀行のリスク管理プロセスに評価を加えていくことである。こうした改善状況は、支払・決済システム委員会の 2 度に亘る調査で確立されたベンチマークを利用することによって監視することができる。外為決済リスク・エクスポージャーが、一定期間経過後もこうしたガイドラインで示された健全な慣行と比較して必要以上に高い水準にあると見られる場合、監督当局は、発動しうる他の監督上の措置を検討するであろう。こうした措置の中には、外為決済エクスポージャーに非常に緩やかな限度額を課したうえで、その大きな外為決済エクスポージャーに見合う自己資本の積増しを必要に応じて要請することも含まれる。

5 2 . 決済プロセスが複数国にまたがっていることを考えると、監督当局が個別銀行や市場における外為決済リスクの問題や懸念について情報を共有することは不可欠である。外為決済の問題に対する取組みについて情報を共有することで、決済における混乱が他の市場に波及することを防ぐ一助となるであろう。

外為決済リスクの主な概念

外為決済エクスポージャーの定義

外為取引の決済を行う時における現実のエクスポージャー（リスクに晒されている状態にある金額）は、買入通貨の総額に等しく、それは、売渡通貨に関する支払指図を一方的に取消することが不可能となった時点に発生し、買入通貨がファイナリティをもって受領される時点まで残存する。



取引の決済プロセスには多くの段階が存在するが、決済リスクの観点からみると、取引のステータスは 取引成立時点からこれが決済されるまで 大きく 5 つのカテゴリーに分類することができる。

状態： 定義

取消可能 (Revocable) : 売渡通貨に関する支払指図が発出されていないか、取引の相手先ないし他の仲介機関の同意なしに一方的に取消しうる状態。この状態では、銀行には当該取引に関し決済エクスポージャーが生じていない。

取消不能 (Irrevocable) : 売渡通貨に関する支払指図が決済システムで最終的に処理されてしまったとか、または何か他の要因 (例えば行内手続き、コルレス業務の取決め、現地決済システムの規則、法律など) により取引相手先ないし他の仲介機関の同意なしには取消せないため、当該支払指図の一方的な取消しが不可能となっており、かつ買入通貨の決済期限も到来していない状態。この状態では、買入額が明らかにリスクに晒されている状態にある。

不確実 (Uncertain) : 売渡通貨に関する支払指図の一方的取消しが不可能となっており、かつ買入通貨の決済期限は到来しているが、当該銀行はこの資金をファイナリティのある形で受取ったか否かを了知するに至っていない状態。銀行は通常、決済期限に資金を受取ったものと想定している。しかし、買入通貨が決済期限に受取られていないこともありうる (理由としては、取引相手先ないし他の仲介機関のエラーおよびこれらの先のシステム障害、資金繰りの破綻などが考えられる) ため、実際には、買入額が依然としてリスクに晒されている状態に置かれている可能性がある。

フェイル (Fail) : 銀行がその取引相手から買入通貨を受取れなかったことを確認した状態。この場合、買入額について履行遅延となっており、その額が明らかにリスクに晒され続けている状態にある。

決済完了 (Settled) : 銀行が買入通貨のファイナルな受取りが完了したことを承知している状態。決済リスクの観点からは、当該取引は決済済みと考えられ、買入額は最早リスクに晒されている状態にはない。

その他の用語

一方的な支払取消期限 (Unilateral Payment Cancellation Deadline) :

銀行がもはや第三者の承認なしに支払指図の発出を止めることができなくなる時点。

最小エクスポージャーの測定 (Minimum Measurement of Settlement Exposure) :

(1) 取消不能の状態にある取引のエクスポージャー総額と、(2) 受取れなかったことが判明している受取分の合計額。

最大エクスポージャーの測定 (Maximum Measurement of Settlement Exposure) :

(1) 取消不能の状態にある取引のエクスポージャー総額、(2) 不確実の状態にある取引のエクスポージャー総額、および(3) 受取れなかったことが判明している受取分の合計額。

オンサイトの検証において想定される質問集

以下の質問集は、監督当局のためのおおまかなガイドとして作成されたものであり、個々の銀行の状況に応じて修正する必要がある。

1. 全般的な管理

- 十分高いレベルの経営陣が外為決済リスク管理の責任を負っているか。経営陣は外為決済エクスポージャーの監視を適切に行っているか。
- 外為決済リスクの管理は、銀行における全般的なリスク管理と適切な形で統合されているか。
- 銀行内で責任の所在は明確になっているか。行内のさまざまな部署・拠点の間で適切に調整が取れているか。（例えば限度額の適用を巡って）見解の相違等が生じた場合、適切な解決手段があるか。
- 外為決済リスクは経営陣および関係者全員に十分理解されているか。そのために適切な訓練が行われているか。

2. 測定方法

- 銀行のリスク管理方法は、一方的な支払取消時刻や受取確認時刻の概念、およびこれらが最大エクスポージャーや最小エクスポージャーの測定方法に与える影響など、関係する要素を十分理解したうえで策定されているか。
- 一方的な取消期限について、合理的なレベルの确实性を担保するために適切な措置を講じているか。

- コルレス先の締切時刻は書面で定められているか。締切時刻は努力目標ではなく契約上の義務か。こうした締切時刻を検証したことがあるか。
- 銀行が支払指図を取消したい場合、内部手続きを完了するのに必要とする時間を十分考慮しているか。取消期限は、全ての支払指図を止めるのではなく、個々の支払指図を取消す機能に基づくものか。コルレス先の締切時刻が通常の業務時間外である場合について考慮がなされているか。こうした内部手続きを検証したことがあるか。
- 受取確認時刻について、合理的なレベルの确实性を担保するために適切な措置を講じているか。コルレス口座への入金情報をコルレス先から受領したときに、これを確認するのに必要な時間が十分考慮されているか。コルレス先からの通知が遅れた場合、こうした状況に対処する手続きがあるか。取引のフェイルが生じた場合、これを速やかに銀行のエクスポージャー測定に反映させる手続きがあるか。
- 銀行の測定方法は、通貨毎に取消時刻や受取確認時刻が異なることを十分考慮しているか。
- 銀行がエクスポージャー測定について概算方法を採用している場合、こうした測定方法に重大な過小評価が生じていないか。

3 . 限度額の設定・利用

- 銀行の決済エクスポージャーは、信用力の評価・見直しや個別の取引相手毎に引受可能な最大エクスポージャーの設定を含めた、適切な与信管理プロセスに従っているか。
- 限度額に拘束力はあるか。限度額のモニターは効果的か。限度額超過の場合は、超過前に、あるいは事前の承認を受けていない場合にはその後直ちに、承認を受けているか。
- こうした手続きは、同一の取引相手に対する他のエクスポージャーで、存続期間・規模が等しいものについて限度額を設定し、適用する場合と同じものか。

4．フェイルの確認・管理

- フェイルの迅速な確認、与信担当部署への通知、資金調達の開始、問題の性格の把握・検討および同様の事態の再発防止といった手段を講じるために、適切な手続きを整備しているか。

5．エクスポージャー管理手法の意義の理解

- 銀行がエクスポージャーを削減する方法（担保の取決め、ネットティング、デリバティブ取引、特別な決済手法等）を採用している場合、銀行はこうした方法が法的に有効であり、残存リスクも含めた外為決済リスクの意義が十分理解され、当該銀行のリスク管理において十分念頭におかれるために必要な措置を講じているか。

6．危機管理計画の策定

- 外為取引の決済に起こりうる混乱に備えて危機管理計画（コンティンジェンシー・プラン）を策定しているか。また、こうした計画を定期的に検証しているか。

7．内部監査

- 外為決済プロセスを適切な範囲で内部監査の対象としているか。

参考文献

決済システムは様々な形態をとりうる。本ガイダンスは、外為取引の決済に係るリスク、すなわち、決済リスクが所謂「価値交換型の」決済リスクの様々な形態のひとつとなっている場合を対象としている。価値交換型のリスクは取引の当事者が直面するリスクであり、当該当事者が一つの価値を他の価値と交換しなければならないことから発生する。

価値交換型の決済リスクは、殆ど全ての種類の取引の決済において発生する。外為決済リスクの場合、交換されるのはお互いの通貨に対し一方通貨である。その他の多くの金融市場（例えば証券市場）においては、価値交換型の決済リスクの主要な形態は金融商品と金銭の交換である。何れのケースにおいても、決済リスクが適切に管理されるために、当該市場の特徴および取引の決済方法を理解していなければならない。

様々な金融市場において生じる価値交換型の決済リスクについては、以下の公表資料に詳しい。

外為決済

Reducing Foreign Exchange Settlement Risk: A Progress Report（仮訳『外為決済リスクの削減について 経過報告』）支払・決済システム委員会、国際決済銀行、1998年7月

- 外為決済リスク削減のための民間部門による取組みについて最近の状況を報告。
- 外為決済リスク削減に向けた G-10 中央銀行のストラテジーを再確認および強化。

Settlement Risk in Foreign Exchange Transactions（仮訳『外為取引における決済リスクにつ

いて』) 支払・決済システム委員会、国際決済銀行、1996年3月

- 外為取引の決済のための既存の取決めを分析。
- リスク削減に向けた勧告を提言。
- 民間部門の協調および外為決済リスク削減の促進に向けた手段を明確化。

Reducing Foreign Exchange Settlement Risk, ニューヨーク外国為替委員会、1994年10月

- 共通の決済手続きを策定するために、外為市場参加者を対象とした調査結果を紹介。
- 決済リスクの定義や測定方法を提案。
- 決済エクスポージャーを削減するための一連の勧告を提示。

Central Bank Payment and Settlement Services with Respect to Cross-Border and Multi-Currency Transactions, 支払・決済システム委員会、国際決済銀行、1993年9月

- 中央銀行の提供しうる様々な支払・決済サービスの長所・短所に関する共通の理解を確認および促進。
- 自国通貨の決済システムのある特性における変化が国際的な決済に係るリスクや効率性にいかなる影響を及ぼしうるかに着目。
- 決済プロセスにおけるリスク削減と効率性向上に向けた民間部門による取組みの余地や必要性を強調。

決済システムの基準

Core Principles for Systemically Important Payment Systems (Parts 1 and 2)(仮訳『システミックな影響の大きい資金決済システムに関するコア・プリンシプル』) 支払・決済システム委員会、国際決済銀行、2000年7月

- システミックな影響の大きい資金決済システムが遵守すべき10のコア・プリンシプルを提示

- コア・プリンシプルの適用に際して中央銀行が果たすべき4つの責任を提示
- コア・プリンシプルと中央銀行の責任を適用するためのガイダンスを提示

Report of the Committee on Interbank Netting Schemes of the Central Banks of the Group of Ten Countries (仮訳 『G-10 諸国中央銀行によるインターバンク・ネットティング・スキーム検討委員会報告書』、通称 『ランファルシー・レポート』) 支払・決済システム委員会、国際決済銀行、1990年11月

- クロスボーダーおよび多通貨間ネットティング協定の政策的なインプリケーションを分析。
- ネットティング・システムが満たすべき最低基準に関する政策的勧告を提言。
- 信用リスクおよび流動性リスクに対するネットティングの効果や、システムミック・リスクのレベルに応じたネットティングの効果を分析。
- ネットティング・システムに対する中央銀行の協調的オーバーサイトのための諸原則を提示。

デリバティブ決済

ISDA Guidelines for Collateral Practitioners, 国際スワップ・デリバティブズ協会、1998年

- デリバティブ取引に伴う担保を管理する金融機関への参考情報として有用。
- 相対のデリバティブ取引に伴う担保に関する取決めの背景にある基本的な法律上の問題について記述。
- 担保付デリバティブ取引に関連する決済リスクに関する記述および分析。

OTC Derivatives: Settlement Procedures and Counterparty Risk Management (仮訳 『OTC デリバティブ取引の決済およびカウンターパーティのリスク管理に関するスタディグループ報告書』) 国際決済銀行、1998年9月

- OTC デリバティブ市場の参加者がカウンターパーティー・リスクの管理に用いる実務上の慣行や手続きを包括的に調査および分析。
- カウンターパーティー・リスクを著しく増幅させたり、金融システムをシステムミック・リスクに晒しかねないような実務慣行上の問題点を指摘。
- 指摘したリスクや問題点を軽減するために、新たなサービスの導入も含め実務慣行の変更を勧告。

Clearing Arrangements for Exchange-traded Derivatives (仮訳 『取引所型デリバティブの清算アレンジメントについて』) 支払・決済システム委員会、国際決済銀行、1997年3月

- G-10 諸国における取引所型デリバティブのための清算の仕組みを記述および分析。
- 清算機関 (clearing house) に関連するリスクの原因と種類、およびこうしたリスクを管理するために清算機関が採用するリスク管理策について議論。
- 清算機関のリスク管理システムにおいて潜在的な脆弱性の原因となる幾つかの事項を特定。
- 指摘した個々の問題点について、清算アレンジメントの強化策を指摘。

証券決済

Disclosure Framework for Securities Settlement Systems (仮訳 『証券決済システムのディスクロージャーの枠組み』) 支払・決済システム委員会 (国際決済銀行) および国際証券監督者機構、1997年2月

- 証券決済システムの運営やリスク配分につき報告を行うための基本フォーマットを提供。
- システム運営主体および参加者が、証券決済の取決めに関連するリスクについて議論する場合の基礎資料として位置づけ。
- システム運営主体および参加者が証券決済システムに関連する権利・義務関係およびエクスポージャーを明確に理解するうえで有用。

Cross-Border Securities Settlements, 支払・決済システム委員会、国際決済銀行、1995年3月

- クロスボーダー証券取引の決済に市場参加者が用いる手段を調査し、異なる種類のトレーダーによる各種手段の活用について議論。
- 主な決済手段毎に関連するリスクを特定および分析。
- 中央銀行の政策目標に対しクロスボーダー決済が持つインプリケーションを考察。

A Report on Cross-Border Risks, Payments Risk Committee, Securities Settlement Subcommittee, 1995年3月

- 特定の決済システムが活用している決済にかかる主要な属性を指摘。
- クロスボーダー取引における6つのリスクを分析。
- 決済慣行の改善を勧告し、普遍的なリスク削減手法への変更を提案。
- ベスト・プラクティスを勧告。

Delivery Versus Payment in Securities Settlement Systems, 支払・決済システム委員会、国際決済銀行、1992年9月

- 証券取引の決済における金融リスクの種類や原因を分析および議論。
- DVP実現に向けた3つのアプローチを特定および記述。
- 3つのアプローチ全てに共通するいくつかのリスク管理上の問題点を確認し、リスク削減のために利用可能な共通の対応策を明確化。
- ランファルシー・レポートで示されたクロスボーダー決済および多通貨間ネットティング・スキームの設計・運営の基準が、中央銀行の政策運営の観点から、証券決済システムの設計・運営に対するインプリケーションを評価する上でも有効な枠組みを提供できるかを検討。

Clearance and Settlement Systems in the World's Securities Markets (仮訳『世界の証券市場における決済システム』) グループ オブ サーティ、1989 年 3 月

- 健全な慣行や基準の採用により世界の証券市場の機能を向上させるための 9 つの勧告を提示。
- 以下の目的を達成するための提案を策定。
 - ・取引日の翌営業日 (T+1 日) までに約定を照合。
 - ・取引を T+3 日までにローリング決済。
 - ・一貫した方式で代価を交換。
 - ・証券保管機構、ネットィング機構および標準化された符番システムを適宜活用することで効率性を向上。

関連ウェブ・サイト

Bank for International Settlements : <http://www.bis.org>

決済リスクのあらゆる分野に関する多くの公表資料を掲載。

International Finance & Commodities Institute : <http://risk.ifci.ch>

オンライン・データベースに掲載された様々なリスクに係る規制関連資料を論理的に整理する試み。定義と議論を紹介。

International Swaps & Derivatives Association, Inc. : <http://www.isda.org>

デリバティブ取引の決済についての重要な情報源。

Payments Risk Committee : <http://www.ny.frb.org/prc>

決済システムに内在するリスクに関する共通の関心事項について論点を明確化し分析するニューヨークの民間団体。

以 上

(本件に関する照会先)

金融庁 総務企画部 国際課 渉外第 2 係 (内線 3185)